

静岡県告示第255号の2

歴史的公文書の閲覧等に関する要綱（平成21年静岡県告示第282号）は、廃止する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に廃止前の歴史的公文書の閲覧等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第7条第1項の規定による歴史的公文書閲覧等申出書の提出がされた場合における旧要綱に規定する歴史的公文書の閲覧等については、なお従前の例による。